

熊本県獣医師確保修学資金給付事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、熊本県職員獣医師及び県内産業動物獣医師の確保とその定着化を図るため、公益社団法人熊本県畜産協会（以下「畜産協会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

また、食料安全保障確立対策事業実施要領（平成28年3月29日付け27消安第6184号農林水産事務次官依命通知）の別表の畜産安全対策事業の獣医療提供体制整備推進総合対策事業のうち、獣医師養成確保修学資金給付事業の実施に当たっては、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業関係補助金等交付要綱（平成28年3月29日付け27消安第6176号農林水産事務次官依命通知）、畜産安全対策事業の運用について（平成20年4月22日付け19消安第15124号消費・安全局長通知）及び獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程の制定について（平成23年4月1日付け消費・安全局長通知）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、熊本県獣医師確保修学資金給付事業（以下「当該事業」という。）とは、熊本県産業動物獣医師修学資金給付事業（国庫活用事業）及び熊本県獣医師確保修学資金給付事業（県単事業）をいう。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額は、熊本県獣医師確保修学資金給付事業実施要領（以下「要領」という。）に定める。

(事業実施計画の承認申請)

第4条 畜産協会は、当該事業を実施しようとするときは、事業実施計画承認申請書（別記第1号様式）に当該事業に係る事業実施計画書（別記第2号様式）を添えて、あらかじめ知事に提出するものとする。

(事業実施計画の承認及び補助金の内示)

第5条 知事は、前条の規定により事業実施計画承認申請書の提出があった場合において、審査のうえ適当と認めるときは、事業実施計画の承認を行い、その旨を畜産協会に通知するものとする。

- 2 知事は、必要に応じて補助金の内示を行うものとする。この場合において、事業実施期間が二箇年度以上にわたるときは、当該事業を実施する年度ごとに内示を行うものとする。

(事業実施計画の内容等の変更)

第6条 畜産協会は、前条の規定による通知を受けた後、当該事業の内容等について要領に定める変更事由を生じたときは、事業実施計画変更承認申請書(別記第3号様式)に当該事業に係る事業実施変更計画書(別記第2号様式)及び変更収支予算書(別記第5号様式)を添えて、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により事業実施計画変更承認申請書の提出があった場合において、審査のうえ適当と認めるときは、事業実施変更計画の承認を行い、その旨を畜産協会に通知するものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の交付申請書)

第7条 規則第3条第1項の補助金の交付申請書は、別記第4号様式によるものとする。

- 2 規則第3条第2項第1号及び第2号の添付書類の様式は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業実施計画書 別記第2号様式
- (2) 収支予算書 別記第5号様式

- 3 畜産協会は、第1項の申請を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、交付決定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定による補助金の交付決定に当たっては、前条第3項の規定により補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額について減額して交付

申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額を減額するものとする。

- 3 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額については、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

- 第9条 規則第7条第1項の当該事業の内容等の変更事由は、要領に定める。
- 2 規則第7条第1項の変更申請書の様式は、別記第7号様式とする。
 - 3 第7条第2項の規定は、前項の変更申請書の添付書類について準用する。
 - 4 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による当該事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは別記第8号様式により、補助金の額に変更を生じないときは別記第9号様式により行うものとする。

(事業の補助金交付決定前着手)

- 第10条 畜産協会は、緊急やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、交付決定前着手承認申請書(別記第10号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

- 第11条 規則第8条の規定により申請を取り下げる場合は、取り下げる理由を記載した書面を知事あてに提出するものとする。
- 2 前項の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(実績報告)

- 第12条 規則第13条の事業実績報告書は、別記第11号様式によるものとする。
- 2 規則第13条に規定する別に定める書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 事業実績書 別記第2号様式
 - (2) 収支精算書 別記第5号様式
 - (3) その他知事が必要と認める書類
 - 3 第1項の実績報告書の提出期限は、当該事業の完了の日の翌日から起算し

て1月を超えない範囲内で、事業完了の日から1か月を経過した日又は事業年度の3月31日のいずれか早い日とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、補助金の全額を概算払又は前金払により受けた場合は、第1項の実績報告書の提出期限は、4月30日まで延長することができるものとする。
- 5 前項の場合において、災害その他畜産協会の責めに帰することができない事由により前項各号に定める日までに実績報告を行うことができないときは、第3項の提出期限は、当該実績報告を行うことができることとなった日まで延長することができるものとする。
- 6 第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額が明らかな場合には、当該補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

- 第14条 規則第16条第1項の請求書は、別記第13号様式によるものとする。
- 2 補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払(又は前金払)請求書(別記第14号様式)によるものとする。

(仕入れに関する消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 畜産協会は、当該事業完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額が確定した場合には、別記第15号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(証拠書類の保管)

第16条 規則第23条に規定する別に定める期間は、返還免除期間が終了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

(雑則)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年7月7日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年10月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。